

# 史跡原城跡 保存活用計画



令和3年(2021)3月

南島原市

## 序 文

南島原市は、長崎県島原半島の南東部に位置し、半島中央の雲仙山系の山麓地と有明海が織りなす、豊かな自然に包まれた風光明媚な地域です。

原城跡は、市南部の南有馬町にあり、肥前有馬氏の本城である日野江城の支城として築かれた城郭跡です。全体的には戦国期の城郭の特徴を持ちつつ、本丸には近世初頭頃の織豊系城郭の築城技術が導入されるなど、城郭の発達を考えるうえでも非常に価値の高い構造を有しています。

慶長期に城主であった有馬晴信の失脚、子の直純の日向延岡への転封の後、有馬氏の領地は一時天領となり、元和 2 年(1616)に入封した松倉重政が、島原へ居城を移した際に、原城は廃城となりました。

寛永 14 年(1637)に起こった島原・天草一揆は、我が国の近世史上における重要な事件として、広く知られるところですが、この際に廃城となっていた原城が、一揆勢の籠城拠点として利用されました。

原城跡の価値は古くから認識されており、戦前の昭和 13 年(1938)に国史跡の指定を受けています。昭和 53 年に最初の保存管理計画を策定して以降、昭和 54 年度より史跡の公有化、平成 4 年度からは発掘調査と保存整備事業を進めて参りました。これまで本丸を中心に行ってきた発掘調査においては、史料からは知ることのできない一揆の実像が明らかとなるなど、多くの成果を得ました。

平成 30 年度に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として、原城跡が世界文化遺産に登録されたことは、大変に喜ばしい出来事でありました。それと同時に、私ども南島原市が、国内のみならず、世界に対して、原城跡を適切に保存し、その価値を伝えていく責務を負うこととなった節目でもあり、この重責をしっかりと果たしていかなければならないと考えております。

さて、原城跡は非常に広大な城跡であり、多年にわたって進めてきた発掘調査や保存整備事業も途上にあります。日常的な保存管理や、活用の取組は事業の完了後も継続的に進めていく必要があります。また、先般の文化財保護法改正にもみられますよう、文化財の活用に対する期待は年々高まっております。

こうした状況を踏まえ、原城跡を保存し、活用していくための指針として、本計画を策定いたしました。今後この計画に基づき、原城跡の本質的価値と魅力を多くの方々に知っていただくとともに、皆様のご理解とご協力を賜りながら、末永く原城跡の保存活用と継承のための取組を進めて参ります。

末筆ながら、本計画の策定にあたり、お力添えを頂いた史跡原城跡・日野江城跡専門委員会の先生方、文化庁文化財第二課、長崎県教育庁学芸文化課をはじめ、ご協力をいただいた関係者の皆様に心より感謝を申し上げ、本計画書策定にあたっての挨拶とさせていただきます。

令和 3 年 3 月

南島原市長 松本 政博

## 例 言

1. 本書は、長崎県南島原市南有馬町に所在する国史跡原城跡の保存・活用・整備等の方針を示した保存活用計画書である。
2. 本計画の策定にあたっては、学識経験者等で構成する「史跡原城跡・日野江城跡専門委員会」で審議し、指導助言を受け、また、オブザーバーとして、文化庁文化財第二課、長崎県教育庁学芸文化課、長崎県文化観光国際部世界遺産課の指導助言を得た。
3. 本書の執筆・編集は、南島原市教育委員会文化財課が事務局となり、株式会社 埋蔵文化財サポートシステムの業務委託による支援を受けて行った。
4. 本書にかかる諸記録は、南島原市教育委員会文化財課で保管している。
5. 参考文献は巻末に一括掲載した。

## 凡 例

1. 寛永14年(1637)に原城を中心に起こった籠城戦の呼称について、引用の場合を除き、「島原・天草一揆」に統一した。ただし、関連計画の記載を引用するなどの場合は、引用元の記載に合わせた。
2. 「史蹟」と「史跡」の使い分けについて、指定時期に係る記載は「史蹟」とし、それ以外は「史跡」を用いた。
3. 「原城址」と「原城跡」の使い分けについて、指定時期に係る記載は「原城址」とし、それ以外は「原城跡」を用いた。